3. 基本合意事項の遵守と原料血漿の計画的な供給の実施

基本合意に基づく民間企業も含めた詳細な製造計画に必要な原料血漿が計画どおり確保されるよう、各血 液センターに対する施設、人員等の整備を含めた個別具体的対策を進める必要がある。特に、民間企業は今 後原料輸入を廃止し、全面的に献血に依存することを宣明しており、信義則上も原料供給に遅滞があっては ならない。

4. 研究開発への取組みと安定供給対策の確立

安全性, 有効性ともに優れた製剤を医療に提供できるよう、製剤化技術の開発及び取得に努められたい。 特に, 血液凝固因子製剤については, 今後は貴社が独占的に取り扱うことになることから, 当該製剤分野の 技術開発への積極的な取組みが求められている。また, 同製剤がいかなる事態にも対応できるよう安定供給 の確保対策を確立されたい。

なお、技術開発については、協力民間企業とも密接な連携を保ちつつこれに当たられたい。

5. 献血由来製剤の優先使用の積極的,効果的対策の実施

献血由来血漿分画製剤の適正価格での優先供給の推進に当たっては、医療機関の血液事業に対する認識を 改める必要がある。その際、薬務局長通知にあるように日赤病院においてその範を示すことが不可欠である ので、緊急に社内で必要な体制を整え、完全に実施するとともに、速やかにその実績を当職あて報告された い。

なお、医療機関に対しては、繰り返しての協力要請を行うこととし、厚生省でも必要な措置を講じるが、 血液事業関係者、特に各血液センター幹部は、日常の医療関係者との密接な関係を生かした積極的、効果的 な対応策を講じられたい。